

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年5月13日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

6 北 社 第 8 2 0 号
令 和 6 年 5 月 7 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年4月5日付け6北監第15号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜社会福祉課＞

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

指定管理料の支払いについて、基本協定で市が実施することとされている修繕に係る費用を指定管理者に支払い、指定管理者が修繕を実施したものがあつた。

(2) 補助事業について

ア 北名古屋市原子爆弾被爆者受診旅費補助金について、補助金の積算根拠に一部不明確なものがあつた。補助金額の算定は実態に即したもので明確に実施されたい。

イ 障害者共同生活援助施設空床補償について、補償に係る協定書や要綱等が作成されていなかった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、協定に基づき適正な事務処理を行います。

(2)のア 指摘事項については、今後、適正な事務処理を行います。

(2)のイ 指摘事項については、今後、適正な事務処理を行います。

3 【監査委員意見】

(1) 返還金等の徴収事務にあたっては、債権管理台帳に債務者との折衝経過を適切に記録し、徴収の機会を逸することのないようにされたい。また、債権管理台帳を定期的に決裁されたい。

(2) 契約に係る業務仕様書等の記載事項に一部不明確なものがあつた。契約事務の執行にあたっては、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか点検し、実態と合ったもので行われたい。

(3) 社会福祉団体運営費補助金について、団体の予算や決算の内容を勘案し、補助対象年度の事業の経費に対し適切な補助金額を算定されたい。

4 【措置状況】

(1) 返還金等の徴収事務については、債権管理台帳に折衝経過を適切に記録し、徴収事務を実施します。また、債権管理台帳については、定期的に決裁を仰ぐよう是正しました。

(2) 契約に係る業務仕様書等の記載事項については、令和6年度契約より実態と合った内容に是正しました。

(3) 社会福祉団体運営費補助金については、補助対象年度の事業の経費に対し、適

切な補助金額の算定に努めます。

6 北 こ 第 2 7 号
令和6年4月11日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年4月5日付け6北監第15号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜こども家庭課＞

1 【指摘事項】

(1) その他

各種補助金の交付申請書に、受付印の押印漏れが散見された。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、今後、交付申請書に受付印を押印し事務処理を適正に行います。

6 北 生 第 3 6 号

令和6年4月10日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年4月5日付け6北監第15号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<生涯学習課>

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

青少年健全育成事業業務委託について、契約の設計金額の詳細が不明であった。事務手続きが適正であることを担保するため、契約の執行伺いには設計金額の詳細な積算根拠を添付した上で決裁を受けられたい。

(2) その他

各種補助金の交付申請書に、受付印の押印漏れが散見された。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、設計書を添付した上で決裁を受け、事務処理を適正に行います。

(2) 指摘事項については、今後、交付申請書に受付印を押印し事務処理を適正に行います。

3 【監査委員意見】

公益性のある団体に対する業務委託料の支払いにあたっては、実態に即した金額で支出されるよう、委託した業務を行うために要した経費を精査することを検討されたい。

4 【措置状況】

業務委託契約については、業務を行うために要した経費を年度末に精査し、委託金が余剰した場合は、変更契約を締結し、委託金の返還事務を実施しています。